

随意契約（相手方指定）調書

件名	金銭管理支援業務委託	5200122
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額 34,452,000円（消費税込み）	

契約相手方	中高年事業団やまて企業組合 荒川支店 （法人番号：9013305000630）	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

業者選定理由書

件名	金銭管理支援業務委託
指名業者 (案)	名称 中高年事業団やまて企業組合 荒川支店 所在地 東京都荒川区荒川四丁目40番5号 メゾンキーズ503号室 代表者 支店長 鈴木 泰斗
特命理由	<p>本件は、金銭を計画的に消費していくことが困難な生活保護受給者に対する日常生活費の管理支援等について委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件は年間を通じて日々の支援業務を行うものであり、より質の高い支援を実施可能な事業者を選定する必要があることから、価格競争に馴染まないため、履行体制確認型提案評価方式により、申込のあった1社について評価及び選定を行ったものである。 上記業者は85%以上の総合点を獲得しており、かつ重点項目はいずれも80%以上の得点率を得ている。 最重点項目である「取組姿勢、実施チームの特徴、重視・配慮事項」については、支援対象者との信頼関係を構築できるよう、対象者の状況把握・相談対応を行うこと、また、ケースワーカーが効果的・効率的に業務実施できるよう、ケースワーカーとのパイプ役を担うこと等、具体的な取組姿勢の提案がなされた。 上記業者は複数自治体における同種業務の受託実績を有していることから、ノウハウを活かした確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)